

第2回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和2年2月26日（水）

11：00～12：00

場所：県庁舎7階災害対策本部室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

（1）新型コロナウイルス感染症対策について

（2）イベント開催の基準について

（3）その他

4 知事メッセージについて

5 閉会

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和 2 年 2 月 26 日

1. 全庁的な協力体制

- ・「群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部」を 2 月 10 日に設置
- ・状況に応じ、随時開催

2. 市町村との協力体制

- ・市長会、町村会に通知し、協力を要請

3. 企業、団体等との協力体制

- ・感染拡大防止対策等の協力依頼
- ・経営相談等の実施
- ・BCPに基づく対応要請

4. 県主催イベントの開催基準

- ・当面 1 か月の開催基準を策定
- ・同様の基準での開催を、県民に対して呼びかけ
- ・2～3 週間後の状況により改めて判断

5. 県主催の主なイベント

- 湯けむり創造フォーラム（3 月 24 日）
 - ・開催を中止
- 聖火リレー（3 月 31 日～4 月 1 日）
 - ・この 1 か月の国の動向等を踏まえて検討
- 元内閣総理大臣・故中曽根康弘氏「群馬県民・高崎市民合同葬」（4 月 15 日）
 - ・当分の間、延期
 - ・国の動向を注視し、実施日等を検討
- Gメッセ誕生祭（4 月 18 日～19 日）
 - ・開催を検討中

6. マスクの不足

- ・国に要請しているが不足している。
- ・国を通じ、業界団体等へ対策を依頼する。

7. 児童生徒、教職員が感染した場合

(1) 教育委員会

- 児童生徒及び教職員が感染した場合の対応
 - ・発熱などの症状が出ている状態で登校・勤務していた場合は、関係機関と協議の上、必要な期間、臨時休業
 - ・発熱などの症状が出ていない状態で登校・勤務していた場合は、臨時休業の必要性を個別の事案ごとに検討
- 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合の対応
 - ・当該児童生徒に対して出席停止の措置

- ・出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間

(2) 保育所・認定こども園

- ・国からの通知を随時、市町村を通じて周知

8. 社会福祉施設等、医療機関の対応

(1) 社会福祉施設等における対応

- ・国からの通知を随時、各社会福祉施設及び市町村等へ周知している。
- ・必要に応じ、社会福祉施設等に対し、その全部又は一部の休業を要請する。

(2) 医療機関における対応

- ・医療機関に対しては、すべてのスタッフの感染防止の取組を改めて徹底し、院内感染を防ぐ可能な限りの対策を講じるよう指導している。
- ・地域で患者数が大幅に増えた場合には、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、感染を疑う患者の受入を要請する。なお、透析医療機関や産科医療機関等、診療を行わない医療機関を事前に検討する。

9. 群馬県公立大学法人

○群馬県立大学の卒業式と入学式

- ①女子大学（3月23日と4月3日）
- ②県民健康科学大学（3月23日と4月6日）

- ・十分な対策を取ったうえで実施を予定
- ・感染の広がりや国等からの情報提供を受け、適宜見直し

10. 公立高校入試

○公立高校

- ・後期選抜は、各校が可能な範囲で感染症対策を講じた上で3月10日、11日の2日間、予定どおり実施予定
- ・罹患した受検生への対応は、追試験の実施を含めて検討中

○県立特別支援学校高等部

- ・入学者選抜（盲、聾、二葉高等、あさひ、赤城）及び訪問教育入学選考は、各校が可能な範囲で感染症対策を講じた上で、3月10日、11日の2日間、予定どおり実施予定
- ・罹患した受検生への対応は、追試験の実施を含めて検討中

11. 卒業式への対応

○公立小中学校

- ・小学校は3月24日又は25日、中学校は3月13日を予定
- ・具体的な対応は、基本的には学校の設置者である市町村教育委員会が判断することになるが、国の通知や先に実施される高校の卒業式への対応も参考にしながら、適切に判断していただく

○公立高校

- ・各校で開催方式を工夫し、感染拡大防止の措置を行って、3月2日に予定どおり実施予定

- ・対応としては式典の簡略化、出席者の制限等

○県立特別支援学校

- ・高等部（高等特別支援学校）については、各校が可能な範囲で感染症対策を講じた上で3月2日に予定どおり実施予定
- ・実施の形態は、生徒の障害の状態等を考慮し、感染症の拡大を防止する観点から現在検討中
- ・幼稚部、小学部、中学部については、今後の状況を見て判断

1 2. 運動部活動等への対応

- ・感染症対策を講じた上で、実施の可否を判断
- ・県中体連及び県高体連主催の事業等については原則として中止又は延期を要請

1 3. 私立学校

- ・下記を学校設置者に要請

○卒業式

- ・感染リスクへの必要な対策を徹底した上で実施

1 4. 組織体制の強化

- ・健康福祉部保健予防課に2名を増員（2月25日付け）
- ・各部局の保健師がコールセンター業務を応援
- ・感染拡大の状況に応じて必要な組織体制を整備

1 5. 補正予算（感染症指定医療機関、衛生環境研究所ほか）

- ・予備費の活用による緊急の予算3,000千円を措置（2月4日付け）
→帰国者・接触者外来への個人防護具配布、コールセンター設置等の経費
- ・状況を注視しながら、予備費の活用も含め、必要に応じて予算措置

1 6. 県職員（教職員を含む）が感染した場合

- ・出勤停止（病気休暇）

1 7. 県職員の感染拡大の防止策

- ・公共交通機関で通勤する県職員の「時差出勤」制度を整備
- ・テレワーク（サテライトオフィス勤務）を推奨
- ・職員の感染が疑われる場合は、①テレワーク（在宅勤務）の利用か、②年次有給休暇の取得を推奨

1 8. 県職員の家族が感染した場合

- ・自宅待機（①テレワーク（在宅勤務）の利用か、②特別休暇（災害等による出勤困難））

1 9. 県庁舎の対応

- ・入口へ手指消毒剤を設置
- ・エレベータボタン、ドアノブ等不特定多数が触れる部分の清掃（アルコール消毒含む）を徹底

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年2月26日 教育委員会

1. 入学者選抜後期選抜への対応

(1) 公立高校（高校教育課）

- ・公立高校の後期選抜については、各校が可能な範囲で感染症対策を講じた上で、3月10日（火）、11日（水）の2日間、予定どおり実施する予定である。
- ・新型コロナウイルス感染症に罹患した受検生への対応については、現在、追試験の実施を含め、教育委員会において検討中である。

(2) 県立特別支援学校高等部（特別支援教育課）

- ・県立特別支援学校高等部の入学者選抜（盲、聾、二葉高等、あさひ、赤城）については、各校が可能な範囲で感染症対策を講じた上で、3月10日（火）、11日（水）の2日間、予定どおり実施する予定である。
 - ※聾、二葉高等、あさひの特別支援学校は、3月10日（火）の1日のみ
 - ※訪問教育入学者選考は、3月10日（火）の1日のみ
 - ※知的13校は終了済み。
- ・新型コロナウイルス感染症に罹患した受検生への対応については、現在、追試験の実施を含め、教育委員会において検討中である。

2. 卒業式への対応

(1) 小中学校（義務教育課）

- ・県内全ての公立中学校の卒業式は、年度当初の予定では、3月13日（金）に行うことになっている。
- ・文部科学省からは、令和2年2月25日付けで「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について」の事務連絡が出されている。
- ・具体的な対応について、基本的には、学校の設置者である市町村教育委員会が判断することになるが、国の通知や先に実施される高校の卒業式への対応を参考にしながら、適切に判断していただきたいと考えている。
- ・なお、小学校の卒業式は、3月24日（火）または3月25日（水）に行われる予定である。少し先になるので、適宜、状況を判断しながら、適切に対応していただきたいと考えている。

(2) 公立高校（高校教育課）

- ・公立高校の卒業式については、各校が可能な範囲で感染症対策を講じた上で、3月2日（月）に、予定どおり実施する予定である。
- ・卒業式の実施の形態については、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、現在、教育委員会において検討中である。

(3) 県立特別支援学校（特別支援教育課）

- ・県立特別支援学校高等部（高等特別支援学校）の卒業式については、各校が可能な範囲で感染症対策を講じた上で、3月2日（月）に、予定どおり実施する予定である。
- ・卒業式の実施の形態については、生徒の障害の状態等を考慮し、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、現在、教育委員会において検討中である。
- ・幼稚部、小学部、中学部については、今後の状況を見て判断する。

3. 学校で感染者が発生した場合の対応（健康体育課）

(1) 児童・生徒本人が感染した場合の対応

- ・感染した児童生徒が発熱や咳などの症状が出ている状態で登校していた場合は、関係機関と協議の上、必要な期間、臨時休業とする。
- ・発熱や咳などの症状が出ていない状態で登校していた場合は、臨時休業の必要性を個別の事案ごとに検討する。

(2) 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合の対応

- ・当該児童生徒に対し、出席停止の措置をとる。出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間とする。

(3) 教職員が感染した場合の対応

- ・感染した教職員が発熱や咳などの症状が出ている状態で勤務していた場合は、関係機関と協議の上、必要な期間、臨時休業とする。
- ・発熱や咳などの症状が出ていない状態で勤務していた場合は、臨時休業の必要性を個別の事案ごとに検討する。

(4) 教職員が濃厚接触者に特定された場合の対応

- ・当該教職員に対し、県職員との均衡を図り、休暇の取得や職務専念義務の免除等の措置をとる。措置の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間とする。

4. 教職員の服務対応（学校人事課）

- ・教職員が感染した場合は病気休暇とする。
- ・感染は確認されていないが、風邪の症状や発熱、強いだるさや息苦しさ等の症状が出ている教職員には、無理をせずに自宅で休養するよう指導し、感染の拡大の防止に努める。
- ・教職員の同居者が感染した場合は、年次有給休暇又は看護休暇とする。
- ・教職員が濃厚接触者である場合は、県職員との均衡を図り、休暇の取得や職務専念義務の免除等の措置をとる。

5. 運動部活動等への対応について（健康体育課）

- ・公立中学校、公立高等学校における部活動については、感染症対策を講じた上で、実施の可否を判断する。
- ・県中体連及び県高体連が主催する事業等については、原則として中止、または延期とすることを要請する。

令和2年2月26日
総務部総務課（内線2022）
危機管理室（内線2690）

新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベントの開催基準について

1 基本的な考え方

○不要不急の県主催のイベントは、当面、明日から1か月間（2月27日～3月26日まで）は、原則、中止、または延期する。

- ・ただし、卒業式や入学式、資格試験など日程を変えることが難しいものについては、参加者を極力限定するなどの対策を講じた上で、参加者へ注意喚起を十分に行い、感染防止対策を徹底して、開催することができる。

2 開催する場合の感染防止対策

○県が主催するイベントについては、次の項目など取りうる限りの感染防止対策を徹底する。

- ・参加者への手洗いの推奨を行うこと
- ・会場にアルコール消毒液を設置すること
- ・発熱や風邪症状がみられる方には参加自粛を協力要請すること
- ・高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方には参加自粛を協力要請すること

※中止または延期を決めた県主催イベントは、県ホームページに掲載します。
なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととします。

※県が開催する会議などについても、上記に準じた取り扱いとします。